

保護者 各位

八潮市子育て福祉部保育課長

保育施設への登園自粛強化期間の延長等について（依頼）

日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「緊急事態宣言」発出に伴い、現在、保育施設への登園自粛強化を依頼しているところ です。

このような中、令和2年4月27日に、埼玉県知事より小中学校の臨時休業期間を5月31日まで延長する旨の要請があったことから、本市の小中学校においても臨時休業期間が5月31日まで延長されました。

このことを踏まえ、保育施設においても、下記のとおり登園自粛強化（原則自宅保育）期間の延長のお願いをさせていただきますので、引き続き、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、登園自粛強化期間中、保護者が医療関係業務に従事するなど、一定の要件に該当し、ご家庭での保育が困難な場合には、保育を実施いたしますので、利用を希望される場合には、令和2年5月7日（木）までに、在籍する保育施設に「保育利用届出書（令和2年5月7日～5月31日）」を提出していただきますようお願いいたします。

保護者の皆様には長期にわたる登園自粛によって、ご負担をおかけいたしますが、子どもやご家族の命を守るためにもご協力をお願いいたします。

※期限内に提出できない場合は、各保育施設にご連絡ください。

記

1. 登園自粛強化延長期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

※ 今後の状況により、期間等を変更する場合があります。

2. 利用できる対象者（例）

- ① 医師、看護師、保健師等の医療関係に従事する保護者
- ② 高齢者施設、障害者施設、保育施設等の福祉施設に従事する保護者
- ③ 電力・ガス・上下水道等の社会インフラを支える職に従事する保護者
- ④ 食料品・生活必需物資の製造または販売に従事する保護者
- ⑤ 公共交通機関等の物流・運送サービスに従事する保護者
- ⑥ 警察、消防等の行政サービスに従事する保護者
- ⑦ 上記以外の職業の方で、勤務先の都合により休暇が取得できない保護者
- ⑧ ひとり親家庭など家庭での保育が困難な保護者

（裏面に続きます）

3. 利用方法

利用できる対象者に該当し、保育の利用を希望する場合は、令和2年5月7日(木)までに、在籍する保育施設に「保育利用届出書(令和2年5月7日～5月31日)」を提出してください。

※期限内に提出できない場合は、各保育施設にご連絡ください。

4. 登園自粛に伴う保育料の取り扱いについて

5月の保育料について、登園を自粛したことにより欠席となった場合、日割りによる還付(返金)をいたします。詳細につきましては後日ご案内いたします。

5. その他

- (1) 登園にあたっては、登園前にご家庭で子どもの体温を測定し、**発熱(37.5度以上)や咳などの呼吸器症状がある場合は、登園を避けてください。**
- (2) 発熱等の症状が見られたら、毎日検温し、記録してください。また、**熱が下がってから24時間以上経過し、呼吸器症状が改善されるまでは、登園せずに家庭で様子を見てください。**
- (3) 子どもや同居の家族が**新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、速やかにご利用の保育施設までご連絡ください。**
- (4) ご利用の保育施設において、新型コロナウイルス感染症の陽性反応者が確認された場合には**保育を中止し、保護者の皆様にご連絡しますので、速やかにお迎えにきていただくとともに、保健所等の指示に従ってください**ようお願いします。
- (5) 今後の状況によっては、保育施設の**臨時休園(全部又は一部)を実施する場合もございます**ので、予めご了承ください。

【お問い合わせ】

八潮市子育て福祉部保育課

電話：048-996-2111

(内線314、480)